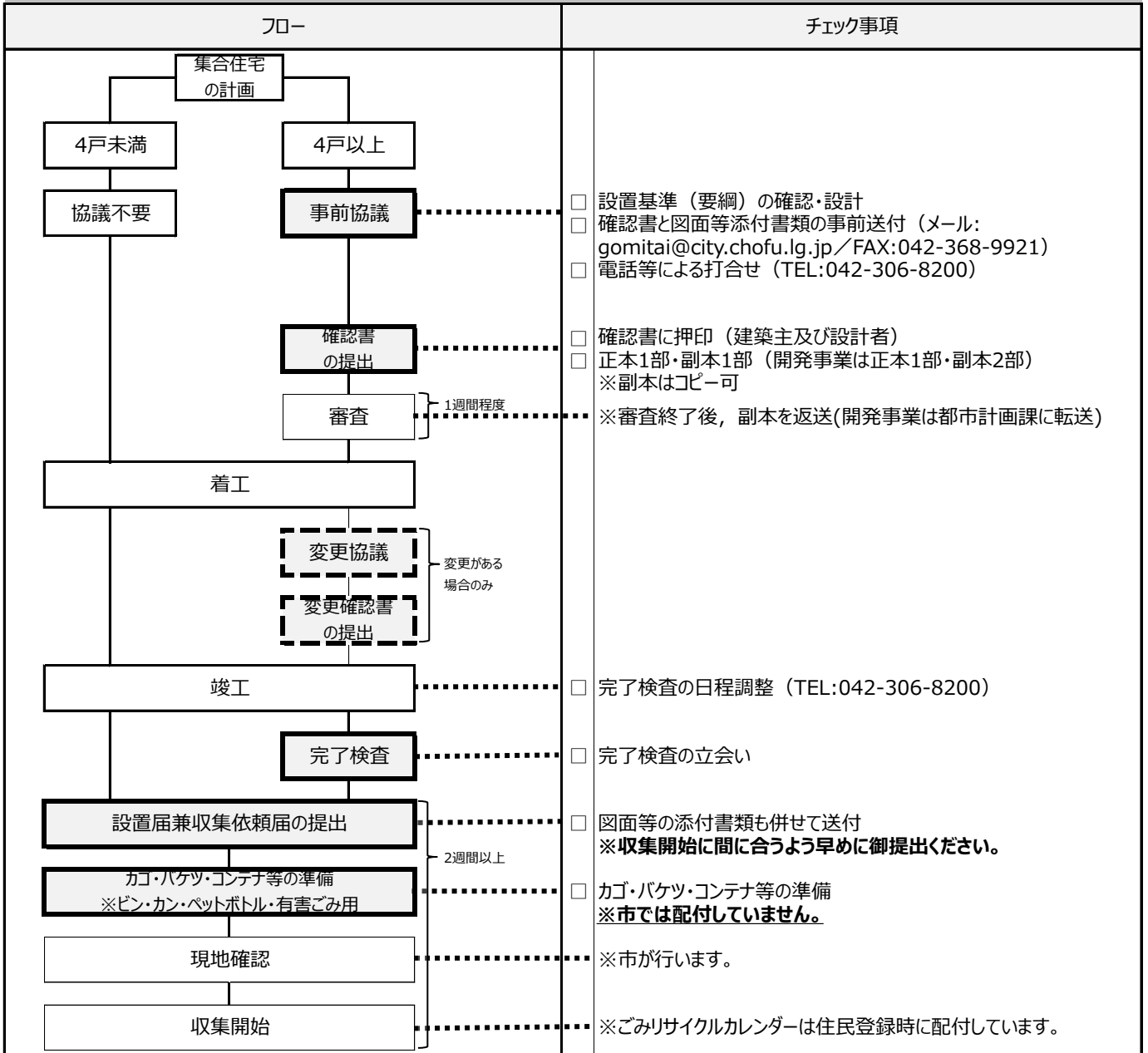


主な設置基準

用途	規模	事前協議	必要面積	構造等	その他
集合住宅	15戸以上 (大規模)	○	●世帯用 戸数×0.23㎡	<ul style="list-style-type: none"> ●形状：長方形 ●屋根・囲い：高さ2m以上の屋根・囲い（小規模集合住宅は三方を高さ1mのコンクリート壁等で囲むでも可） ●扉：引き戸。有効開口高さ2m以上・幅120cm以上 ●内部に棚を設ける場合：床面からの高さ上面1m以下・下面80cm以上・奥行60cm程度 ●その他：給水・排水・換気設備 	<ul style="list-style-type: none"> ●道路に面した敷地内であること。 ●段差・傾斜のある場所に配置しないこと。 ●周辺環境・交通状況等に配慮すること。 ●保管場所を道路に面した場所に設置できない場合（確約書を提出） <ul style="list-style-type: none"> ・車路、幅員3.5m（相互通行は5.5m）以上・高さ3.5m以上を確保 ・通り抜けできない敷地は転回場所を設ける。幅員5m以上・隅切り ・停車場、長さ7m以上・幅3.5m以上・高さ3.5m以上 ・車路及び停車場の耐荷重は10t ●粗大ごみ置場 <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物保管場所以外に粗大ごみ排出場所を確保すること。 ●搬出場所 <ul style="list-style-type: none"> 住宅戸数が80戸以上の場合は、必要面積として算出した面積に1/3を乗じて得た面積の搬出場所を設け、ごみ等の飛散防止措置を講じること。
	4戸以上15戸未満 (小規模)	○	●単身者用 戸数×0.23㎡×2/3		
	4戸未満	×	上記に準じる		
事業用	事業用途部分 1,500㎡以上 (大規模)	○	規定なし	<ol style="list-style-type: none"> ① 収納量の確保 ② 作業の安全性の確保 ③ 換気・照明・給排水等設備の確保 ④ 衛生の確保 ⑤ 保管設備の耐久性の確保 ⑥ 廃棄物と再利用対象物の保管場所の明確な区分 ⑦ 集合住宅併設の場合は、集合住宅の保管場所とは別に設置 	
	事業用途部分 100㎡以上 1,500㎡未満 (小規模)	○			
	事業用途部分 100㎡未満	×			

事前協議（集合住宅）



※詳細は、調布市一般廃棄物の保管場所に関する要綱を御確認ください。